

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から45年3月まで

区役所から国民年金の加入の案内が送られてきたので、区役所に行って加入手続をし、定期的に区役所の窓口で国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、申立期間の7か月を除き、国民年金加入期間についてすべて納付されている上、平成16年度からは付加保険料も納付しており、申立人の保険料納付に対する意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、定期的に区役所の窓口で国民年金保険料を納付していたとしているが、保険料の納付状況は申立人の説明を裏付けるものとなっており、申立期間について、保険料の納付に支障を来すような周辺事情も見当たらないことから、申立期間の7か月分の保険料のみが納付されなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から同年8月まで

平成3年9月に市役所で国民健康保険の脱退手続をした際、窓口の人から国民年金が未加入になっていると言われたので、加入手続をした上で、手持ちの現金で国民年金保険料を納付したはずである。申立期間について未加入で保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の3か月を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行うなど、国民年金への加入及び保険料納付に対する意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金への加入及び国民年金保険料の納付について具体的に供述しており、納付したとする金額は申立期間の保険料として妥当なものである。さらに、申立人の母は、申立期間当時申立人との間に、申立人が市役所で保険料を納付してきたとする会話があったことを記憶しており、その供述内容と申立内容がおおむね合致していることなどを踏まえると、申立内容は不合理とまでは言えず、基本的に信用できるものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

申立期間当時、町会の集金を通じて国民年金保険料を納付していたはずであり、家計簿に保険料の記載があることや申立期間の直前の記録が訂正されたこともあり、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間のすべての国民年金保険料を納付しており、申立人の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人から提出された家計簿の昭和52年12月22日の欄に国民年金保険料の記載があり、申立期間に保険料を納付していたことがうかがえる。

さらに、社会保険庁及び市役所の記録によると、申立期間直前の昭和51年4月から52年9月までの保険料が未納とされていたが、申立人が所持する領収証書によって、平成20年11月7日に納付済みに記録が訂正されており、申立期間においても、同様に記録漏れがあった可能性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和52年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年3月1日から同年4月1日まで

昭和35年にA社に入社したが、52年3月の異動の際に、会社内の転勤であるにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得できない。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る人事記録、申立人の雇用保険の加入記録及び申立人の当時の同僚の供述等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社の申立人に係る人事記録から、申立人は申立期間は同社B支店C営業所に在籍していたことが確認できることから、申立人の同社B支店における資格取得日を昭和52年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年4月の社会保険事務所の記録から19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としておりほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月20日から41年1月1日まで

私は、A社に継続して勤務していた。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社が保有する「社会保険台帳」及び「在籍証明書」から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年12月に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和41年1月の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付済としているが、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 61 年 9 月まで

私は、昭和 55 年 4 月に転居した際、区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。その後も転居した市役所や区役所で加入手続を行い、保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間について保険料が未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和 55 年 4 月に転居した際、区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、毎月金融機関で国民年金保険料を納付していたとしているが、加入手続の状況について具体的な供述は得られない上、55 年 10 月から 61 年 4 月まで 5 年 6 か月にわたり居住していた市では、当時の保険料納付は 3 か月単位であったとしており、申立人が記憶する納付方法と相違する。

さらに、申立人の国民年金手帳及び国民年金手帳記号番号の払出状況によると、申立人の国民年金の加入手続は昭和 62 年 3 月ごろに行われ、その際に申立人の 20 歳到達日までさかのぼって被保険者資格を取得したものとみられることから、申立期間の大部分の保険料については時効により納付できない。一方、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間直後の 61 年 10 月から 62 年 3 月までの保険料は、63 年 9 月以降に過年度納付されたことが確認できることから、この過年度納付の時点で申立期間の保険料については時効により納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。